

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：33908

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24300219

研究課題名(和文) オリンピアンを対象とするオリンピック教育のモデル構築に関する研究

研究課題名(英文) Study on model construction of the Olympics education for Olympians

## 研究代表者

来田 享子 (RAITA, Kyoko)

中京大学・スポーツ科学部・教授

研究者番号：40350946

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,200,000円

研究成果の概要(和文)：オリンピックを対象とするオリンピック教育は、オリンピズムや嘉納治五郎の理解を含む7つの中核的内容とスポーツに関する現代的課題を含む2つの発展的内容で構成される必要がある。またこれらの内容を学習する形態としては、7種類の実践のスキームを提示した。初学者レベルのオリンピックに対するオリンピック教育では、ワークシート付きのテキストは教材として有効である。オリンピックによる学校や市民のオリンピック教育への還元のためには、オリンピック自身の実践知を言語化・体系化する学習が行われていることが望ましい。この学習には、思考と創造性を喚起する学習および表現活動等のアクティブ・ラーニングが有効である。

研究成果の概要(英文)：The Olympic Education for Olympians should be constituted by seven core contents including understanding of Olympism and Jigoro Kano and two advanced contents including contemporary sports-related problems. In the learning devices of these contents, seven kinds of experimental scheme of practice were suggested. Text with work sheets and activity sheets is a useful educational tool in the Olympic Education for Olympians at a new learner's level. It is recommended that Olympians learn about verbalization and systematization of their practical wisdom in order to give back Olympic Education for school students and/or local community. In this type of learning, which evoke an idea and creativity and active learning including expression activity is effective.

研究分野：体育・スポーツ史

キーワード：オリンピック教育 オリンピアン 教育モデル アクティブ・ラーニング スポーツ・ミュージアム  
日本オリンピック委員会 国際オリンピック委員会 国際クーベルタン委員会

### 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、これまで研究協力者らとともにオリンピック教育の内容について、学校教育現場における諸外国の実態を把握した上で、学校教育に適した教材の内容や各教科の関連性を検討するとともに、日本の実情にあった教材開発と授業モデルの作成を行ってきた(「近代オリンピックの教育的意義に関する研究(平成11-13年度、基盤研究(B2))研究代表者真田久)」「オリンピック教育の実践に向けた教材開発と授業形成に関する研究-東アジア・オセアニア諸国と連係して-」(平成15-18年度、基盤研究(B2))研究代表者真田久)。この研究成果は東京都による2016年オリンピック大会招致活動を契機に、都内の初等・中等教育機関における教育実践に還元されている。諸外国における近年の先行研究においては、オリンピック教育の目的や狙いの明確化が図られ、より具体的な授業モデルの構築に寄与する成果が出されている(Jim Parry, 2005)(Roland Naul, 2008)。しかし、これらの先行研究は、オリンピック教育の展開の場を専ら学校教育システムとの融合の観点から捉えており、オリンピックが競技生活において実践的に経験し、体感した実践知としてのオリンピズムを言語的・理論的レベルで捉えなおすことを「オリンピック教育」として位置づけてはこなかった。

一方、オリンピックの創設者であるピエール・ド・クーベルタン(Pierre de Coubertin)の理念およびそれを引き継いだ現在のオリンピック・ムーブメントにおいては、オリンピックに出場した選手は、オリンピズムの根本原則に記された生き方の体現者として位置づけられてきた(Olympic Charter 2007年改定版以降)。したがって、オリンピックが自らの社会的使命を認識し、引退後も社会貢献のための実践的活動の道が開かれていることは、オリンピック・ムーブメントにとって、非常に重要である。しかし、競技成績の向上をめざす生活の中で、現役選手がオリンピズムやオリンピック・ムーブメントの理解を深めることには、時間的・物理的環境の確保が困難な現状がある。そのため、彼らの現役引退後に、選手の実践知としてのオリンピズムを言語的・理論的レベルで捉え直す契機が提供されるとともに、これを社会に還元するための具体的方策を検討することが、現実的な課題解決策であると考えられた。

近年の引退後の選手を対象とする検討は、選手自身の具体的な社会生活のためのセカンド・キャリア教育に関する研究が多くみられる。ところが、彼らの人生の根幹を形成する経験を価値づけ、その内容を次世代に引継ぐという社会的貢献の方策に関する検討は、未だ深められていない。選手の実践知の社会的還元は、引退後の個々の選手の積極的取り組みに任されており、その実践知の理論化・体系化への研究レベルでの支援はほとんどなされていない。ただし、国際スポーツ組織

の実践事例としては、IOCによるコース・オリンピック競技大会でのオリンピックのアンバサダート起用、国内スポーツ組織では、日本サッカー協会によるJFAこころのプロジェクト「夢先生」や日本オリンピック委員会による「JOCオリンピック教室」など、先駆的事例が散見された。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究における「オリンピックを対象としたオリンピック教育」の定義

オリンピズムおよびオリンピック・ムーブメントに関する学習を通じ、オリンピックが選手として経験したオリンピズムの実践知を言語的・理論的レベルで捉え直す段階

オリンピックが自らの実践知と従来のオリンピック教育研究で検討されてきた教育内容を融合させ、学校教育やスポーツ組織が実践する児童・生徒を対象としたオリンピック教育の場に還元する活動(オリンピックによるオリンピック教育)を行うことにより、より高次の理解に到達する段階

(2) 研究の目的

オリンピックが経験してきた実践知としてのオリンピズムを言語的・理論的レベルで捉えなおす契機を提供するオリンピック教育、すなわち、オリンピックを直接の対象とする拡大するような教育内容を検討する

上記の研究成果を応用し「オリンピックによるオリンピック教育」として実践可能なスキームを検討する

(3) 研究期間内の具体的課題

オリンピックを対象とするオリンピック教育の内容とその教材開発および授業モデルの構築

オリンピックによる教育実践のための基礎知識と演習方法の検討

国際的スポーツ組織および諸外国におけるオリンピックを対象とするオリンピック教育実践事例の収集と分析

上記で収集・分析した既存の実践事例をふまえ、を試験的に実施し、得られたフィードバックにもとづき「オリンピックによるオリンピック教育」として実践可能なスキーム(実施計画・実践の枠組み・期待される実践成果と課題の明確化)を開発

### 3. 研究の方法

4年間の研究期間のうち、最初の2年間は課題①～③の検討を行った。このために研究組織を3分割し、研究分担ごとに資料収集および研究成果のまとめを行った。3年目は3分割した研究組織の成果を統合するための協議によって、さらなる課題を発見し、課題における試験的実施が可能なレベルまで教育内容・教材開発・授業モデルの具体化を

図った。最終年には、3年目までに作成された成果をもとに、試験的実施を行った。なお、この試験的実施は、3年目までの教育内容・教材開発・授業モデルの検証プロセスにおいても、実施した。

#### 4. 研究成果

##### (1) オリンピアンを対象とするオリンピック教育の内容

4年間の検討を通じ、オリンピアンを対象とするオリンピック教育は、以下の7つの中核的内容と2つの発展的内容という9項目で構成される必要があると結論づけられた。

##### <中核的内容>

- 古代オリンピックに関する知識
- 近代オリンピックの創設とクーベルタンの理念の理解
- オリンピズムと嘉納治五郎の思想
- オリンピック憲章の理解
- オリンピック(スポーツ)の価値の理解
- 多様性と国際協力
- パラリンピックに関する知識

##### <発展的内容>

- オリンピック・ムーブメントとスポーツを通じた平和と開発
- 国内外のスポーツを取り巻く現代的課題の理解

##### (2) オリンピアンを対象とするオリンピック教育の教材

以下の5つの形態の教材を教育対象となるオリンピアンの学習環境や地理的・時間的制約に応じて柔軟に使い分ける必要があると結論づけられた。

学校教育向けに作成・活用されてきたものと同種のテキスト形式

近年IOCが学校教育向けに開発したものと同種のワークシート付きテキスト

映像教材および文化資源(過去のオリンピック大会やオリンピック教育、オリンピアンに関連する歴史的物品)

アクティブ・ラーニング(課題提示により思考と創造性を喚起する学習、ディスカッション、プレゼンテーション、その他の表現活動)を可能にするテキスト・デジタル情報・博物館展示などの新しい機能を備えた教材

地理的・時間的制約がある教育対象向けのE-ラーニングに適合した教材

##### (3) 学習者/教育実践者としてのオリンピアンを対象とするオリンピック教育における教材の有効的な活用

JOCが主催する「オリンピック教室」(オリンピアンが小学校でオリンピック教育を実践する場)および「オリンピアン研修会」(オリンピアンがオリンピック教育を受ける場)「オリンピック親子チャレンジ」「オリンピックデーラン」等のオリンピック教育事業に参加したアスリートに対するオリンピック、

オリンピズム理解の変化とオリンピアン自身に対する効果に関する聞き取り調査を実施し、さらに研究代表者・分担者が所属する教育研究機関において学生を対象に教材を活用した結果、以下が明らかになった。

オリンピック・ムーブメントやオリンピズムに関し初学者であるオリンピアンの場合には、上記の教材のうち のような従来学校教育現場でも活用されてきたものを使用することは有効である。

中核的教育内容7項目について、一定程度の理解を深めたオリンピアンが「オリンピックによるオリンピック教育」を実践するために、自らの実践知を言語化・体系化して、他者に伝えるためのスキルを身につけるためには、 の教材を利用することがもっとも有効である。

中核的内容の一部および発展的内容は、国内外の社会的状況に応じて変化するため、迅速に内容の更新がなされ、随時閲覧が可能な のタイプの教材が維持管理され、オリンピアンが自主的に学ぶことが可能になることが望ましい。

##### (4) 国際的スポーツ組織および諸外国におけるオリンピアンを対象とするオリンピック教育実践事例

本研究では、インスブルック冬季ユース五輪(オーストリア)、ロンドン五輪(イギリス)、ソチ冬季五輪(ロシア)における教育・文化プログラム、第8回IOCスポーツ・文化・教育世界会議等のオリンピック関連行事・国際会議等を通じて、オリンピック教育に関する情報収集と分析を行った。また研究分担者、研究協力者の研究ネットワークを通じ、カナダ・オーストラリア・ドイツにおける国内オリンピック委員会または国内オリンピック・アカデミー、国際ピエール・ド・クーベルタン委員会加盟委員の関係する活動について情報収集を行った。

この結果、一般市民に向けた教育的プログラムは実施されていたものの、オリンピアンがこれらに参加し、自ら学ぶとともに彼らのオリンピアンとしての体験や実践知が還元されるような場は設けられていなかった。

この点でJOCによる「オリンピアン研修会」および「オリンピック教室」、JFAこころのプロジェクト「夢先生」のような日本国内で実施されているオリンピアンを対象とする教育実践およびその成果の学校教育現場への還元は、世界的にみても好事例になり得ると考えられた。

一方、IOCやEUにおいては、オリンピアンをはじめとするトップ・アスリートを対象とする教育の必要性は本研究の申請を行った時期以上に重視されるようになった。EUでは2012年以降、トップ・アスリートに対するデュアル・キャリア教育の推進を政策として掲げ、アスリートに対するキャリア支援と同時に、アスリートがスポーツの価値を体現する

存在として社会に貢献することの重要性が認識されている。また、教育の対象をアスリートだけでなく、アントラージュ（指導者・保護者などアスリートの身近な関係者）に広げる必要性も認識されるようになった。IOCは世界中のアスリートが知識を得るためのツールとしてE-ラーニングサイト“Athlete Learning Gateway”を開設した。この実践は従来見られなかった新しいものであるが、その内容は競技や選手活動に必要な知識を獲得し、自らの動機付けを高めることを目的とした内容に留まっている。

#### (5)「オリンピックを対象とするノによるオリンピック教育」実践のスキーム

研究成果(1)～(4)を踏まえ、試験的実施を行った結果、以下の7つの実践形態別のスキーム(実施計画・実践の枠組み・期待される実践成果と課題の明確化)を体系化し蓄積した。

1泊2日または2泊3日の合宿型

学校教育期間内短時間型

連続講座型

国際交流活動・文化プログラム参加型

イベント開催型

アクティブ・ラーニング型(ワークショップ、討議タイプの教育プログラム導入)

博物館・展示の教育機能活用型

研究最終年度には、これら7つに体系化した教育実践をオリンピック教育の対象の属性・社会的背景・世代等が多様であることを踏まえ、オリンピック・一般・初中等教育機関教員・小学校～大学までの生徒・学生を設定し、計32回実施した。

また、この研究成果をJOC等のスポーツ組織にフィードバックすることにより、社会的に還元した。

#### (6)研究成果のまとめ

現在、日本では2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に向け、学校教育現場・地域等において、オリンピック・ムーブメントに関する理解を深めるための教育活動への社会的要請が高まっている。本研究により、オリンピックが教育活動に関わりながら、このような要請に応えることを可能にするための具体的な教育内容とスキームが得られた。その一方、本研究を通じ、この社会的要請に対応するための課題も見出すことができた。それは、次の2点にまとめることができる。

教育活動への参画が可能なオリンピックに関する情報がデータベース化されていないために、本研究が検証したスキームを応用したとしても、高まる社会的要請に対応することへの限界が生じる

オリンピックを対象とするノによるオリンピック教育において、映像教材や文化資源を有効活用するための国内の研究・教育拠点が存在しないため、研究成果を効率的

に社会的に還元することができない状況にある。

たとえばIOCや他のスポーツ先進国の場合には、これらの課題に対応可能な措置として、スポーツ博物館を併設したオリンピック・ムーブメントの研究・教育拠点を設置したり、スポーツ博物館に研究・教育機能を持たせ、教育用教材の開発や各種資料のデータベース化を進めている。またそのうちのいくつかの実践では、これらの対応を国の政策レベルで支援している。日本では、スポーツ先進国の多くが取り組んでいる、競技力向上のためのスポーツ医科学的支援とトレーニング施設の設置は進められており、その成果が発揮されている。その一方で、トップ・レベルのアスリートや彼らの身近な関係者である指導者・保護者に対し、スポーツの価値を十分に理解し、社会のロールモデルとなる人間を育成するための仕組みを設けることができていない。トップ・アスリートによる禁止薬物利用・賭博・暴力・性暴力その他の社会的事件が発生している国内状況を勘案すれば、国レベルの支援によるアスリートへの教育活動を実現すること、さらには教育を受けたアスリートが参画して、教育成果が社会に還元される仕組みが必要であると考えられる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計39件)

真田 久、オリンピック・パラリンピック教育の推進、体育の科学、査読なし、第66巻、2016、207-212

来田 享子、総説：オリンピック・パラダイムの変容-異文化理解・国際理解から多様性の容認へ、スポーツ健康科学研究、査読あり、第37巻、2015、1-12

舛本 直文、映像を用いたオリンピック・パラリンピック教育、大学体育、査読なし、第106巻、2015、20-26

木村 華織、イベント型オリンピック教育「とうがく競技祭」の実践-古代スタディオン走実施までの取り組み-、東海学園大学研究紀要、査読なし、2015、53-71

H. Sanada, Z. Ubaidulloev, I. Egami, T. Obayashi, Olympic Education Programs related to the Sochi Olympics and Paralympics, Journal of Olympic Education, 査読なし, 2, 2014, 9-12

[学会発表](計55件)

来田 享子、多様性を肯定するスポーツと社会-「真の共生社会」とは何か-オリンピック・ムーブメント史研究の立場から、日本体育学会第66回大会学会本部企画シンポジウム、2015年8月25日、国士館大学(東京都世田谷区)

Hisashi Sanada, The Olympic and

Paralympic Education for 2020, The Olympic Conference, 2015.12.6, National Taiwan University of Sport, Taichung, Taiwan)

木村 華織、田中 望、黒須 雅弘、出口 順子、大学生を対象にしたイベント型オリンピック教育の展開(1)-実行委員学生を対象とした教育実践事例、日本スポーツ教育学会第 35 会記念国際大会、2015 年 9 月 19 日、日本体育大学(東京都世田谷区)

舛本 直文、1964 年東京から 2020TOKYO へ：オリンピック・レガシーの継承か飛翔か、日本体育学会体育経営管理専門領域研究会、2014 年 6 月 8 日、早稲田大学(東京都新宿区)

來田 享子、オリンピック・ムーブメントと開発・災害支援、日本スポーツ社会学会研究委員会シンポジウム、2014 年 3 月 22 日、北海道大学学術交流会館(北海道札幌市)

田原 淳子、日本におけるスポーツ政策と国際競技大会、国土館大学アジア・日本研究センター国際シンポジウム「東アジアのスポーツ・ナショナリズムと国際協調のゆくえ」、2013 年 11 月 30 日、国土館大学(東京都世田谷区)

舛本 直文、2012 年ロンドンオリンピック・パラリンピック大会時のオリンピック教育：オリンピック・レガシーの視点から、日本スポーツ教育学会、2013 年 10 月 19 日、日本大学文理学部(東京都世田谷区)

〔図書〕(計 27 件)

山口 香、中央公論社、残念なメダリスト-チャンピオンに学ぶ人生勝利学・失敗学、2015、189

來田 享子、舛本 直文、真田 久、田原 淳子、中村敏雄ほか編「21 世紀スポーツ大事典」、大修館書店、2015、1378

真田 久、田原 淳子、日本体育協会監修・菊幸一編著「現代スポーツは嘉納治五郎から何を学ぶのか：オリンピック・体育・柔道の新たなビジョン」、ミネルヴァ書房、2014、344

來田 享子、森川 貞夫編「日本のスポーツ界は暴力を克服できるか」、かもがわ出版、2013、256

舛本 直文、写真で見るオリンピック大百科、ポプラ社、2013、275

來田 享子、來田 享子ほか編著「身体・性・生-個人の尊重とジェンダー」、尚学社、2012、299

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：

権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

來田 享子 (RAITA, Kyoko)  
中京大学・スポーツ科学部・教授  
研究者番号：40350946

(2) 研究分担者

真田 久 (SANAD, Hisashi)  
筑波大学・体育系・教授  
研究者番号：30154123

舛本 直文 (MASUMOTO, Naofumi)  
首都大学東京・その他の研究科・教授  
研究者番号：70145663

田原 淳子 (TAHARA, Junko)  
国土館大学・体育学部・教授  
研究者番号：70207207

嵯峨 寿 (SAGA, Hitoshi)  
筑波大学・体育系・准教授  
研究者番号：30261788

山口 香 (YAMAGUCHI, Kaori)  
筑波大学・体育系・准教授  
研究者番号：40220256

木村 華織 (KIMURA, Kaori)  
東海学園大学・スポーツ健康課学部・助教  
研究者番号：50634581

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：